

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例の一部を改正する条例

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例（平成二十一年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「修学」を「修学等」に改め、「貸付事業」の下に「並びに小学校の児童等に係る就学に要する費用等を助成する事業」を加える。

第二条第二項中「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」の下に「及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を加える。

附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

3 基金の一部に相当する額を国に納付するとき、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。